

# 天栄村農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年 9月20日(水) 午後1時00分から午後2時37分

2 開催場所 天栄村役場 庁議室

3 出席委員 (9人)

会 長	9 番委員	内 山 正 勝
第1順位職務代理者	8 番委員	円 谷 要
委 員	1 番委員	磯 部 伊 弘
	2 番委員	伊 藤 義 則
	3 番委員	石 井 一 美
	4 番委員	大 野 義 明
	5 番委員	小 沼 孝 雄
	6 番委員	星 重 保
	7 番委員	小 針 久 司

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 携帯電話用無線基地局の建設計画について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請適否決定について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請適否決定について

議案第3号 現況確認証明申請適否決定について

議案第4号 天栄村農地等利用の最適化の推進に関する指針(案)について

6 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 森 賢 一

農業委員会書記 鈴木 政 則

- 事務局長 定刻になりましたので、次第により進行致します。開会を円谷職務代理よりお願い致します。
- 円谷職務代理 ただ今より、平成29年第9回天栄村農業委員会総会を開会致します。  
事務局長 会長挨拶 内山会長から挨拶を申し上げます。  
会長 (内山会長挨拶)
- 事務局長 天栄村農業委員会会議規則第4条により、会長が議長になることとなっておりますので、内山会長より申し上げます。
- 議長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます。ご協力の程を宜しくお願い致します。本日の出席委員は9名です。よって天栄村農業委員会会議規則第6条の規定に基づき本委員会は成立しております。
- 次に、会議に入る前に議事録署名委員を指名致します。議事録署名委員については5番 小沼 孝雄委員、6番 星 重保委員の両名にお願い致します。
- ただ今より議事に入ります。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題と致します。No. 1について事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 (議案書1～3ページを朗読)
- 議長 事務局からの説明が完了しましたので、皆様からご意見、ご質問がある方は挙手願います。  
(質問・意見なし)
- 議長 それではこちらは報告事項なので承認と致します。  
(13:08 決定)
- 議長 続いてNo. 2について事務局より説明をお願いいたします。  
事務局 (議案書4～5ページ朗読)
- 議長 事務局からの説明が完了しましたので、皆様からご意見、ご質問がある方は挙手願います。  
(質問・意見なし)
- 議長 それではこちらは報告事項なので承認と致します。  
(13:10 決定)
- 議長 続いてNo. 3について事務局より説明をお願いいたします。  
事務局 (議案書6～7ページ朗読)
- 議長 事務局からの説明が完了しましたので、皆様からご意見、ご質問がある方は挙手願います。  
(質問・意見なし)
- 議長 それではこちらは報告事項なので承認と致します。  
(13:12 決定)
- 議長 続きまして、報告第2号「携帯電話用無線基地局の建設計画について」の件を議題と致します。事務局より説明を求めます。

- 事務局  
会 長 (議案書 8～14 ページを朗読)  
事務局からの説明が終わりましたので、ご意見、ご質問がある方は挙手願  
います。  
(質疑・意見なし)
- 議 長 意見、質疑なしと認めこちらは報告事項でございますので承認と致します。  
(13:20 決定)
- 議 長 続きまして議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請適否決定につ  
いて」の件を議題と致します。事務局から説明を願います。
- 事務局  
議 長 (議案書 15～16 ページを朗読)  
事務局からの説明が終わりましたので、これより担当委員の説明を得なが  
らご審議を願いたいと思います。担当委員は 6 番 星重保委員より説明願  
います。
- 星(重)委員 9月12日に電話で確認しました。■さんと■さんとは親子関係にあり  
ます。■さんは生前贈与でやりたいということです。37年間一緒に住んで  
いまして、農業を一緒にやっていました。■さんが27才の時に税金や保  
険等の名義の変更を行なったということで、無償で提供したいというこ  
とでした。場所につきましてはレジーナの森の池の脇にあります。息子さんの  
■さんは現在、7町歩の水田を経営しているという事です。親子関係なので  
何ら問題はないかと思しますので審議をよろしくお願いいたします。
- 議 長 担当委員の説明が終わりましたので、ご意見、ご質疑のある方は挙手願  
います。
- 小針委員 この土地はレジーナの森の向かい側ということで、以前作っていたのです  
よね。
- 事務局長 はい、以前は作っていました。ここ最近では転作で燕麦を作っていましたが、  
実はここは川を渡っていかないといけない土地で、川自体がそれほど大きな  
川ではないので、トラクターで水の中を走って行って農地まで行って耕して  
戻ってくる、ということを本人や土地を持っている方々は言っていました。  
ほとんどこの土地については、館ヶ岡と一部の郡山に、たぶん相続で郡山  
の方は相続したのだと思いますが、開拓で入った場所です。レジーナの森の  
池があって、バンガローがあるのですが、川がすぐ脇に流れていて、道路が  
ありますが、レジーナの本体のお店の方とか温泉のある方に曲がる道とバン  
ガローに行く道があり、小さい橋を渡って100m位行った左側にほっそり  
と下の方に下りていく道があって、そこを行くと昔は橋がかかっていたみた  
いですが、台風で橋が流されて今はトラクターで行って耕すだけして転作に  
まわっているという状態です。
- 小針委員 最近では作っていないですね。
- 事務局長 最近では作っていないですね。3年位前は燕麦を蒔いていましたけど、今は  
もう耕すだけで、何も蒔いていないということです。

議 長

他にございますか。

円谷委員

これは、台帳が山林で現況が田んぼということですが、こういう土地を長年放棄して、その耕作農地として該当になるのかなと思いますが。

事務局長

耕作放棄地に該当しますね。

円谷委員

現況が優先するということですか。

事務局長

現況が優先しているので。

円谷委員

そういうのをはっきりしておかないと、きれいに管理してもらわないと又耕作放棄地が増えてしまうので。

事務局長

ここはですね、私のほうで■■■■■さんにどうですかと、高原ですので、野菜を作るのにどうですかと、ご紹介したのですが、行くまでに橋がないと川を歩けないことはないけど、又大雨が降ると流れてしまい運ぶ際に、野菜ですと揺れて傷んでしまう、ということで作付けするのにやはり橋だけでなく別な理由も入ったりしますが、橋がないとちょっと難しいですね、ということでご紹介しましたが、できなかったという状況です。

円谷委員

■■■さんは今、星委員がいったように田んぼが7町歩ですか。

星(重)委員

田んぼを須賀川地区で7町歩やっています。

円谷委員

須賀川地区で7町歩もやっていれば、だんだん年代が年を取ってくると、だんだん遠ざかっていきますから必ず。そうすると荒地になっていくから、その計画を■■■さんに早めに話していた方がいいと思います。貸すなら貸すで。

事務局長

■■■さんではないのですが、別の所有者と話して、今転作だけど、借りたいという人がいたらどうですか、といったら、借りたいというのならぜひ借りてもらった方がいい、という話ですけども、ただその野菜を作るには、ちょっと湿気るところなのであまり野菜を作るには適していないので、■■■さんとお話しするには田んぼが一番適しているのかなと話したのですが。

30年から生産調整の部分が無くなって、自由にしなさい、補助金はないよ、という話になれば当然のごとく、補助金が頂けなければあそこまで車でトラクターを持ってきて、降ろしてという手間はちょっと出来ないのかなと。今、円谷委員さんが言われた通り耕作放棄地になっていくのではないかなと。ただ、なるべくその利用できるように、私共の方で利用したいという方を探して、なるべく斡旋したいなどは思っているのですが、トータル面積でいうと18,300㎡ですけども5町歩位あります。所有者が5人位います。その中で一番大きい方が■■■さん、あとは1町歩クラスが4~5人いるという形になっております。

円谷委員

その方の現況と台帳もまた、こういう風なのですか。全員あの辺りは、自己開拓して。

事務局長

国有地の払い下げをして、自己開拓しているので区画的には真四角です。ちゃんとした区画になっています。

円谷委員  
事務局長

本当に道路がよければ借りる人はいますね、区画整理されているので。  
橋が無いのでどうしようもないです。橋は昔架かっていたのですが、流されてしまったというのですよ、本人に話したら。

円谷委員  
事務局長  
伊藤委員  
事務局長

基盤整備されているのですから。

どうやって行くのかと、聞いたら川の中をトラクターで走っていくと。

借りる人がいれば、橋を架けるという話し合いもあるのですか。

一級河川がここの上まで行っています。そうすると河川協議が必要になってきます、そうすると県の許可になるので、その河川協議の許可を取るのが大変なのです。目的とかそういうことがはっきりして、どうしてここに橋を架けなくてはならないのか、普通河川ならばそこまでいかないのですが、一級河川が上までいっているのです、ここレジーナの森の池の切れ目辺りまで、一級河川が入っているのです、前はレジーナの森の曲がる辺りのところまででしたが、どんどん河川が行ってしまっているのですその辺の許可をもらうのが大変です。悪用水路であれば許可無しに架けられてしまうのですが、その辺の河川協議との話し合いが難しいのかなと。実際に架ける橋も大水が出た時に流されないような、どのような橋にするか、必ずちゃんと設計を組まなければならないので、果たしてここにそれだけのお金を投資できるのかと、そして誰が架けるか、となるとやはり村となってしまいますね。そこまでお金を出せるかどうかというのが出てくるんですよ。いずれにしても、このままにしておくというわけにはいかないので、その辺が難しいところかなと思います。もともと橋があって、橋の形が残っていて既存があって、既得権があるのであればその橋を直して、という風にできるのですが、橋があった形跡すらないので。あとは出来るとすれば既得権です。もともと橋が架かっていたということであればということで、建設の方には言われましたので。

円谷委員  
事務局長  
議長  
星（重）

とりあえず、今のうちに借り手が見つかるまで耕していただくと。

そうしていただくしかないのかなと。

それ以外のところも、今は何も作っていないのでしょうから。

田んぼには出来ないね。機械が、先ほど局長が言ったようになかなかそこまで持っていくのが。

事務局長

作業小屋みたいな、機械小屋みたいなのはありましたけども、もうあばら家になっているので、ちょっと難しいかな。

議長

採算の関係もあるしね。減反政策も無くなればそういった維持管理するものもなかなかね。

議長

その他何かありませんか。

（意見・質疑なし）

議長

それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議長

挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決致しました。

(13:37 決定)

議 長 続いて、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請適否決定について」を議題と致します。事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案書17～20ページを朗読)

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。こちらの担当委員は2番伊藤委員より説明をお願いします。

伊藤委員 日にちははっきりしないのですが、場所は確認してきました。震災後、~~■~~さんがいわきへ行ってしまい、その間に土地の方を提供するという話し合いにはなっていたのでしょうか、それで先ほど事務局が話した通りで、幅が1m位ですかね、通っているのは。何ら問題はないと思いますが皆様のご審議を宜しくお願い致します。

議 長 担当委員の説明が終わりましたので、ご意見、ご質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議 長 それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

(13:43 決定)

議 長 続いて、議案第3号「現況確認証明申請適否決定について」を議題と致します。No. 1、No. 2については関連がございますので、一括審議といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案書2.1ページ29朗読)

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、現況確認に立ち会った委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。6番 星重保委員より説明をお願いします。

星(重)委員 9月13日に記載通り、現況立ち会いに行ってきました。事実関係は、今記載されている文面通りなのですが、その写真をみると、畑をやるのはかなり難しいなという感じです。~~■~~さんは大槻地区には在住しないで、別な方に住んでいます。それで関係上、風力発電の方に農地を売りたいということでそのような確認をしました。以上です。

議 長 担当委員の説明が終わりましたので、ご意見、ご質疑のある方は挙手願います。

円谷委員 農地転用の届出ですが、ここは今まで遊休農地になっていたのですか。遊休農地扱いにされてその分面積が減っているということですね。

事務局長 ここは、B分類で、ようは非農地です。

円谷委員 一応県に提出するのは、村の遊休農地から減った面積でいいのですよね。ここの面積。それが今度なくなるわけだ。そうすると風力発電が出来るわけ

ですね。

事務局長

放棄地自体の面積が減るということです。

円谷委員

■■■■さんから、■■■■や他の議員がみんな貰いましたよ、資料を。全体の計画書です、すごい数ですよ。

星(重)委員

そうですね、湯本地区に100基位造るみたいで、そういうような考えをもっていますが、なかなか土地の方がね。

円谷委員

これが風力発電に代わっていくわけですから、今かかっている案件が。

星(重)委員

ただ20年でそのものを壊すということになっていますので、20年後はどのような風になっているのかなと、疑問をもっていますけどね。

円谷委員

ただ、規格が少し小さい風力発電なものだから、いろいろ手続きが簡略されていますので、すぐできますよね。15m以内ですものね。

事務局長

いや、20mとかいてありましたね。15mというのは羽の大きさですね。

円谷委員

15mは羽の大きさですか。

星(重)委員

20mの高さのものを建てて、15mの羽を風力でまわすということです。

円谷委員

まだまだでできますよね。

星(重)委員

たぶんこれね、案件はかなりでると思います。

円谷委員

100基からの風力発電を建てるとなるとまだまだ面積は足りないですから。

星(重)委員

現況確認の写真を見ると、みんな畑とか田んぼにするような土地がないのですよね。

円谷委員

現況はね。

星(重)委員

ただ一部、カラマツ林で20m以上のカラマツが立っているので、本当に風が届くのかなという気がしますね。

議 長

それでは他にご質問はございませんか。

(意見・質疑なし)

議 長

それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議 長

挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

(13:53 決定)

議 長

続いてNo. 3、No. 4についても関連がございますので、一括審議といたします。事務局より説明を願います。

事務局

(議案書30～38ページ朗読)

議 長

事務局からの説明が終わりましたので、現況確認に立ち会った委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。こちら6番 星重保委員より説明を願います。

星(重)委員

先程と何らかわりません。“事実確認”と同じような内容です。写真を見るとかなりの大木が茂ってしまっていて、はっきりいって畑にするのは難しいというような土地です。風力発電で使われるということで、皆さんそういう形

で売却するという話になっております。ちなみに皆さん農業は現在、全員やっております。[ ]さんのお父さんはここに来る前に亡くなっておりまして、一人ではできない状態です。以上です。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、ご意見、ご質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議長 挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:01 決定)

議長 続いてNo. 5について事務局より説明願います。

(議案書39～42ページ朗読)

議長 事務局からの説明が終わりましたので、現況確認に立ち会った委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。こちら6番 星重保委員より説明を願います。

星(重)委員 [ ]さんは、この日のために神奈川県からおいで頂いて現地確認に参加しました。その内容等は、今事務局が話したような形です。写真も添付されておりますので、このような状況下では畑にすることは難しいです。[ ]さんの場合には、まだ売るということは考えておりませんので、風力発電の方は関係ありません。以上です。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、ご意見、ご質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議長 挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:05 決定)

議長 続いてNo. 6、No. 7についても関連がございますので、一括審議といたします。事務局より説明を願います。

(議案書43～47ページ朗読)

議長 事務局からの説明が終わりましたので、現況確認に立ち会った委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。1番 磯部委員より説明を願います。

磯部委員 先日の9月13日の日に局長をはじめ、皆さんと現況確認を行いました。この写真をご覧頂いて分かるように、農地としての役目を果たしておらず、最初から農地転用をしないまま、現在に至ったということ自体がおかしいのではないかなと思うくらいのアスファルト敷きになっていて、そこにポンプ小屋等も建っていて、今現在では農地として戻すことは不可能ではないかと、



しょうがない状況になったと思ひまして農地として復旧は困難ではないかと思ひますので、よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明が終わりましたので、ご意見、ご質疑のある方は挙手願ひします。

石井委員 ちなみに関連ですが、集会所の敷地についても桑畑だったのかなと思ひますが、集会所敷地については以前農地転用いたしましたか。そこについての地目は何ですか。

事務局長 集会所敷地については、転用許可を出したそうです。その建物の本体部分を出したが、駐車場については出すのを忘れていてそのままずっと来てしまった。そのあとに建設の方で、村道を富久保のところから大きい道を造った時に一部集会所の前の田んぼが孤立してしまい道路が分断されて、それについては下松本の区長さん、前の収入役だった方が自分の土地と交換して自分の土地を無償で提供したような形で、農振除外と転用をして、集会所の前はそうゆう許可になっております。ただ、今回の所は集会所を建てた時に本来であれば転用をしなくてはならなかったのですが、転用を出さずに建物の本体の方だけを転用してしまったという形です。建物本体の方の敷地も、もともと桑畑として使っていたようです。

事務局 資料で確認をしたのですが、そちらの向かい側の75番地に集会所が建っていますが、こちらについてはすでに宅地という形で、今はたぶん集会所、地区で所有、個人の方の所有ですけども、宅地という形で当時転用されて集会所の建設をされたというようなことです。以上です。

議 長 その他ございませんか。

(意見・質疑なし)

議 長 それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:36 決定)

議 長 続いて、議案第4号 「天栄村農地等利用の最適化の推進に関する指針(案)について」を議題と致します。事務局より説明を願ひます。

事務局長 (議案書48～52ページを朗読)

議 長 事務局からの説明がおわりましたので、皆様からご意見、ご質問がある方は挙手願ひします。

(質問・意見なし)

議 長 意見・質疑なしと認め、これより採決致します。異議なしの方は、挙手願ひします。

議 長 挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決致しました。

議 長 以上をもちまして本日提出されました案件についての議事はすべて終了致しました。これをもちまして私の議長の席を降ろさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

事務局長

皆様、慎重審議ありがとうございました。それでは、閉会を円谷職務代理よりお願い致します。


円谷職務代理

以上を持ちまして平成29年第9回農業委員会総会を閉会と致します。


天栄村農業委員会会議規則第13条第2項に規定により署名する。

平成29年10月20日

議長

内山正勝 

5番委員

小沼寿雄 

6番委員

星重保 